

令和 6 年 9 月 9 日国土交通省告示第 1148 号

確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 146 条第 1 項第一号の現定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを次のように定める。

建築基準法施行令第 146 条第 1 項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターは、次に掲げるものとする。

- 一 籠が住戸内のみを昇降するもの
- 二 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項第二号に掲げる建築物（階数が 3 以上であるもの、延べ面積が 500m²を超えるもの及び高さが 16m を超えるものを除く。）に設けるもの

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行する。